宇治市政だより

発行所
京都府宇治市宇治妙楽一六〇ノ一
宇治市役所
編集兼発行人
京都府宇治市役所総務課
服部安太郎
電話 宇治 四四〇番
毎月一日発行　一部三円
宇治市宇治妙楽
印刷所　新進堂

琵琶湖綜合開發

急に政治問題化

琵琶湖電源開発問題は、我が国将来の豊富なる工業用電力の供給地たるのみならず、のび行く宇治市として、はたまた、宇治の生命とする観光行政上より見ても非常に重大なる国家的大事業である。

この国家的にも、また、宇治市民関心の的たる宇治川綜合開発問題を、単に理事者や市会のみの運動にとどめず、我等宇治市民も亦立上り全市的なる猛運動展開の推進力となり、地建案実現に邁進せんがための参考資料として左に電源開発に伴う話題の三案を優劣を記してみよう。

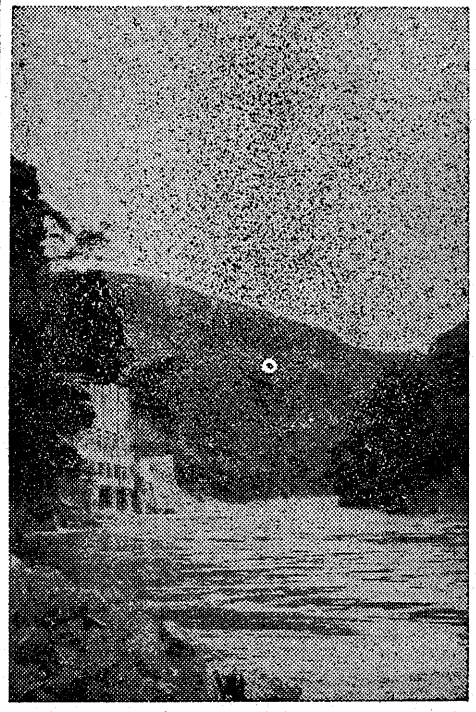

（写真説明）
○印は地建案実施の暁には、志津川発電所に築造される高さ七十五メートルのダムの地点を示したもので、この高さは琵琶湖の水面と同じである。

琵琶湖の利用価値

琵琶湖は日本第一の大湖であり、その位置は京阪神の大工業地帯に接続し、従来より発電に、宇治川、淀川沿岸の供水の調節にまた灌漑、水道、工業用水等に利用されてきたのであるが、世の進運とともにこれ等の源たる琵琶湖の利用の必要性が益々増大されてきたので、この利用度を最大限度に満すための補給源は琵琶湖の綜合開発にまつより他に適当な方法がないのであるところが、この電源開発に当りその実施方法としての地建案滋賀県案、関電案の三案が競合して只今世上を賑やかし、その開発実施に行き悩んでいるというのが現今のいつわらざる実状である。

しかしながら、いつまでもこの混迷状態を持続して行くことは、時間的にその遷延を社会情勢が許さざる様になつてきたのである。

そこで、このやかましく論議されているおの〳〵の計画案を次に述べてみる。

地建案

（建設省近畿地方建設局の作成せる案）

本市天ケ瀬にある志津川発電所の二百メートル上流に高さ七十五メートルのダムを築き、琵琶湖の水面と同じ高さに水を湛え、その下に発電所を新設し、最大出力十九萬三千キロワットの発電をするもので、既設の宇治、志津川、大峰の三発電所は廃止され、地建案実現の暁には現在の大峰ダムは川底に埋没するところの一段式の案である。

滋賀縣第一案

（滋賀県の最初作成せる案）

天ケ瀬の上流（地建案と同場所）に高さ二十九メートルのダムと、外畑の上流鹿飛にも高さ十六メートルのダムを築造して現在の大峯ダムとともに三段式ダムとし、現在の宇治、志津川大峰三発電所の電力七万二千キロワットを活用するとともに更に新設発電所による十一万二千キロワットの電力を増強して十八万四千キロワットの電力を供給せんとするところの案である

關電案

（関西電力株式会社の作成せる案）

既設の大峰ダムの他に外畑に三十メートルのダムを造り、その下に発電所を新設して現在の大峰発電所は廃止し、志津川発電所を更に一ケ所増設し、宇治発電所は現在の儘活用して合計十七万七千百キロワットの電力を供給するところの二段式の案である。

滋賀縣第二案

（滋賀県が関電案にならつて変更せる案）

滋賀県は自設案が不利なるを考慮して、関電案に近き二段式の案に變更した。

この案は滋賀県大石村の土地人家の水沒を救うため、ダムをこの村より上流に築造することとしたために発電量が減少した他は殊んど関電案と同様で、最大発電量は十七万二千六百キロワットである。

綜合開發の必要性

以上の案は何れも琵琶湖の水位を鳥居川量水標（石山寺の上流にあり）+30cm～-130cmまで変動し得られるので、その利用水深160cmを用いて琵琶湖の治水機能の強化を計り、京阪神地区の水道、工業、灌漑用水等将来の需要水量を確保し、また阪神地区の地盤沈下対策を行い、関西地区の冬季電力の増強を計るとともに、供水調節を行うために、琵琶湖の利用水深 0cm～+30cm の間を用ひて供水期（六～九月）の水位を常に0に抑え瀬田川の疎通力を0において一秒間に六百立方メートルに増大して湖岸の水害軽減を計るとともに、下流淀川に対しては現状の宇治川計画供水量一秒間八百三十五立方メートルを維持し、

（以下二頁の一段へ）

（一百四段より続く）

現在の南郷洗堰を廃して新に出來る堰堤上に機械化せるゲイトを造り調節を速に完全に行いてその信頼度を高めるのである。

これは非常な進歩的な工事で現存の洗堰は原始的なものでありあの広い間を一つ〳〵角落を落す方法なので、これを全部落すには二十四時間を要し急場の間にあわぬものである。ところが計画のものは全部で十数分間内に締切ることのできるもので下流淀川の危険時に際しては迅速なる操作を行い淀川堤防の破壊を防禦し得る装置である。

斯の如き水の調節の必要なことはいうまでもないが、先年大阪市大塚の堤防決潰は当時大阪市民を驚したのであるが、今日大阪市の拡大及び経済の発展を考えるとき実に心膽を寒からしめるものがある。また阪神地方の地盤沈下は工業用水を地下より求めるためであり、昭和二十六年度においてはこれがために海潮の侵入を受け復旧に数十億円を費したるも尚不十分なるため、これを防ぐには替りの水を与え地下水の汲上を禁ずるより方法がないのである。また電気の不足が社会を如何に暗くして居るかは、衆知の事実である

以上のことは皆既にその窮極に達しているのであり、これを救うには先ずこの事業を遂行するのが一番よいのである。

各案の優劣比較

今各案の優劣を比較すると、地建案は一ケ所に大なるダムを築き大なる発電所を新設するので、将来世の進運に伴いてこれを更に拡大して増発電をすることができるが、他案では今の案のやり直しを更に尚一度繰り返すことになるのである。

また、ダムを築造すると、砂がダムの上流に堆積して水流を妨たげて困るのであるが、他案では数年にしてダムが埋沒する慮があるに反し、地建案ではダムが大きく水深が深いので二百年の壽命があり、同時に下流の川床を下げて供水に対しても安全となるのである。

更に吾が宇治市としても志津川から琵琶湖まで水平となるので一大観光地ともなり、宇治よりは・・丸が出航することも考えられるのである。

また、ダムが高いためにこれから水を引き善法、神明、大久保及び城陽町青谷方面まで高地五百餘町歩を水田と化して灌漑し得るのであり、その他水道、工業用水に利用されて本市発展の資源ともなるのである。

右の様な理由によつて本市としてはこの地建案が早急に実施されんことを希望して猛運動を続けているのであるが、これに対抗して滋賀縣では自縣の案を固持して譲らないのである。幸に地建案が国家的見地からあらゆる点において勝つており、時期の遷延も徒らに許されぬ現状ではあるが、政黨方面の事情は必ずしもこれと一致せず、滋賀縣案が有力視され、しかも諸案の判定を建設省は委員会に依囑せるもこれまた明確なる判断を下さず、茫再日を延す有様であるので、本市としても京都、大阪、兵庫、の各府縣の援助を得て度々陳情したる結果、今日では関係方面の認識を相当に深め政府、參、衆兩議院関係者の度重なる実地見聞によつて実情をよく認識され有利に展開しつつあるが今一息の努力を要する秋にあり成功を期して猛進しておるのである。

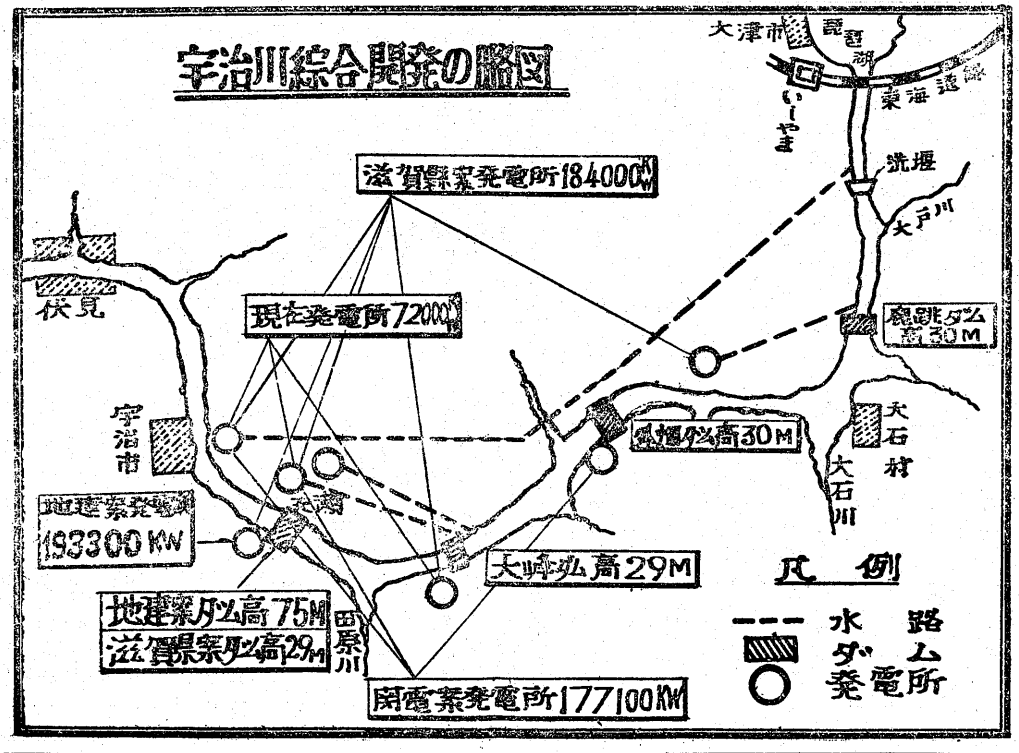

家庭講座　焔の知識

日本の女性の科学知識は十三才位だと米人は評價しているが、私の立場でみた実際生活から推定する日本男子の科学知識もこれと大差ない人が多い。焔のどこが一番強いかを知る人が案外ない。酸化焔が焔の一番上部であり、火力が中心部より強いことも理論として習つたに過ぎない。実際に薪を燃すときは、この最も大切な酸化焔を前の焚口へ逃してしまつている酸化焔の五分程上はもつと高温であるから、釜底に焔が届かないのがかえつて理想的な焚き方である。

焚口は小さくても三本程の焚物で、完全燃焼させてその輻射熱を少しでも逃がさぬ工夫をすることが大切である。

焔の原理を、最高度に利用する方法を日常生活に取り入れて頂き度い。

1、酸化焔の眞上が最高温である。

2、発火温度に達すれば僅かの火元から火が燃え上る。

3、空気が入り過ぎると、燃えていたものでも遂に発火温度以下になつて消えてしまう。冷気ならこれが特に著しくあらわれる。

4、消失温度が非常に多いから逃さぬこと。金物は傳導熱を多く失い、煙突が太すぎると火をひきすぎる。釜の上から覆いブタがあると蒸発による潜熱（気化熱）を失うことが防げる（蒸しかまどのフタなど）

5、不必要な空気を入れない様にロブタで加減し、中からの放熱をも防ぐ

6、完全燃焼させるために、必要なだけの空気をなるべく温めて送り入れる工夫がいる。

七月一日

住民登録の日

お忘れなく

（住）民登録法施行法が去る四月二十八日法律第百六號をもつて公布され七月一日から施行になります。この法律の内容については本紙四月號で既にお知らせいたしましたので、一齊調査のことについて説明いたしますと、七月一日午前零時現在で宇治市に住所のある方はすべて登録の届出をしなければなりません。この届書を差出して戴くために、調査員を任命いたしまして世帯の準備調査から用紙の配布蒐集記載の指導等を行うことになります。市民の皆様にはこの法律の目的を達成するために、充分なご協力並に援助を下さる様願います。

届書の記載例、記載上の注意を掲載しておきますから、熟読下さいまして、本調査の際に正確に記入して下さい。なお、住所の有無についての例を、次に揚げて置きますから届書作成の参考にして下さい。

（住）（所）（の）（意）（味）

一、住所とは、民法第二十一条に規定する住所と同じ意味で、その人の生活の本拠（生活の中心になつている場所）をいいますもつとくわしくいうと、ある場所がその人の生活の中心になつていると認むべき事実があり、かつその人がその場所を生活の中心にしていると思つているとき、その場所をその人の住所ということができます。

二、住所は一人一箇所に限ります

三、生活物資の配給を受けている場所は、住所を判断する場合の重要な一つの資料にはなりますが、住所は一で説明したとおりその人の生活の中心となつている場所でなければなりませんから、配給を受けているというだけでその場所がその人の住所であるときめることはできません（例えば、生活物資の配給を受けている場所であつても、その人が実際にその場所に住んでいないで、他所に住んでいるようなときには、配給を受けている場所はその人の住所はいえません。）

四、修学のため、寮、寄宿舎、下宿等に居住する学生、生徒の住所は、その寮、寄宿舎、下宿等の所在する場所にあるのが普通です。

五、病院、療養所等に入院または療養中の人の住所は、その人の自宅にあるのが普通です。しかし、らい療養所等に入院または療養中の人は、その入院または療養中の場所が住所になると考えられます。

六、養老院、その他これに準ずる施設に入つている人の住所は、その施設の所在する場所にあるのが普通です。

七、警察予備隊員で隊内居住者の住所は、その人の郷里（自宅）にあるのが普通です。

八、刑務所、少年刑務所、少年院等に收容されている人の住所はその人の自宅にあると認められます。しかし、自宅が全くない人は、その收容されている場所が住所になると考えられます。

九、天災事変等によりやむなく一時避難または疎開した人の住所は、ひきつづきもとの場所にあるものと認められますが、家族の全部が避難または疎開しもとの場所に戻る意思がない場合、または戻る意思はあつても客觀的に当分これを実現する見込がないような場合には、避難または疎開先に住所があるものと認められます。

十、一時滞留者、旅行者、巡業者浮浪者等一時的にある場所にとどまつている人については、その場所はその人の住所ではありませんから、郷里の自宅において旅行中の人を落すことのないように注意しなければなりません。

（世）（帶）（の）（意）（味）

一、世帯とは、住居と家計をともにしている人の集りをいいますなお、一人で独立して住居をもちまたは家計をたてている人も世帯（單独世帯）になります。

（イ）ここで住居というのは、世帯が独立して住むことができる建物その他これに類するもの（有形的設備）のことです。なお、同じ棟または同じ敷地内にある建物に住んでいる場合は、同じ住居とみなして差しつかえありません。

（ロ）家計というのは、人が日常生活をするために欠くことのできない生活費用の支出のことです。

二、同じ場所に住んでいて家計をともにしている二人以上の集りは、一つの世帯（普通世帯）になります。

三、二の人たちと一緒に住んでいるが、別に家計をたてている二人以上の集りは、独立した一つの世帯になります。

四、一人で住居に住んでいる人は一つの世帯（單独世帯）になります。

五、四の人たちと一緒に住んでいるが、一人で別に家計をたてているものは独立した一つの世帯になります。

六、雇主の世帯と一緒に住んでいる使用人、雇人、見習等住込の單独者は、一人で家計をたてているものではないから、独立の世帯ではなく雇主の世帯員になります。

七、同居人、下宿人、間借人等の單独者についても、右六と同様の場合が多いと認められます。

八、家族のある使用人、雇人等で雇主の世帯と一緒に住んでいるが、雇主の世帯とは別に家計をたて自分の家族等とともに生活している人は独立した一の世帯になります。

九、家族のある同居人、下宿人、間借人等で別に家計をたて自分の家族等とともに生活している人も、八と同様一つの世帯になります。

十、病院附属看護婦寮、工場附属従業員寮、養老院等管理者のある施設に居住している人については、その施設ごとに一つの世帯をなしていると認めるのが適当な場合が多いと考えられます

（届）（書）（記）（入）（上）（の）（注）（意）

この届書は、市区町村で住民を世帯別に登録する「住民票」を作成するための重要な資料となるものですから、次の注意をよく読んで正確明瞭に記入して下さい。

1、昭和二十七年七月一日午前零時現在の事実に基いて記入すること。

2、この市区町村内に住所のある人について記入すること。この市区町村内に住所のある人であれば、一時不在であつても記入します。この市区町村には一時滞在しているだけで、他の市区町村内に住所のある人は記入しません。

3、各欄の記載事項の説明

◇氏名…戸籍上の氏名を記入し通称やペンネームなどを記入しないこと。

◇男女の別…該当の文字を○字で囲むこと。例えば(男)のように。

◇世帯主との続柄…例えば「妻」「長男」「妹」のように。事

（以下四頁一段へ）

（三段四段より続く）

実上の結婚をしていても戸籍の届がしていないときは「妻（未届）」または「夫（未届）」と記入します。

◇本籍…戸籍に書いてある本籍を、字、丁目、番地までくわしく記入すること。

◇筆頭者の氏名…戸籍の最初に書いてある人（筆頭者）の氏名を書きます。

◇住所を定めた年月日…現在の住所に何時から住むことになつたかを記入すること。他の場所から現在の住所に移つてきた人はその移つてきた年月日を、生れたときから現在の住所に住んでいる人は生年月日を記入します。

◇住民となつた年月日…現在住んでいる市区町村の区域内に引き続いて住むようになつた最初の年月日を記入すること他の市区町村（例えば大阪市北区）から現在住んでいる市区町村（例えば宇治市）に移つてきた人であれば、その移つてきた年月日を記入します（大阪市北区→宇治市妙楽二三番地→宇治市五ケ庄平野五番地と住所を変えた場合は宇治市妙楽二三番地に移つてきた年月日を記入するのです）。最初から現在の住所に住んでいる人であれば、住所を定めた年月日と同じ年月日を記入することになります。

◇記入に用いる数字は算用数字のこと。

（記載例）

住民登録届

京都府宇治市区町村長殿　　昭和27年7月1日届出

氏名	生年月日	性別	世帯主との続柄	本籍	筆頭者の氏名	住所を定めた年月日	住民となつた年月日
1、山野三郎	大正13年2月10日	(男)女	世帯主	千葉県千葉市春日町43番地	山野三郎	昭和18年3月10日	昭和18年3月10日
2、水川ハナ	昭和2年8月10日	男(女)	妻（未届）	大阪市東区八尾町66番地	水川豊一	昭和26年10月7日	昭和26年10月7日
3、山野フミ	明治30年1月20日	男(女)	母	千葉県千葉市春日町43番地	山野三郎	昭和18年3月10日	昭和18年3月10日
4、山野五郎	昭和3年10月15日	(男)女	弟	仝	山野三郎	昭和23年8月30日	昭和23年8月30日
5、山野玉子	昭和10年8月9日	男(女)	妹	仝	山野三郎	昭和23年8月30日	昭和23年8月30日
6、星田与市	大正5年7月9日	(男)女	家事使用人	兵庫県川辺郡小西町寺畑字北23番地	星田清	昭和25年1月15日	昭和25年1月15日
7、山本一郎	昭和7年5月7日	(男)女	同居人	大阪市東淀川区豊崎西通り5丁目29番地	山本俊郎	昭和27年4月10日	昭和27年4月10日
8、	年月日	男女				年月日	年月日
9、	年月日	男女				年月日	年月日

全員の住所　京都府宇治市宇治妙楽138番地　　届出人の氏名　山野三郎㊞

——△中間報告▽——

市民の皆様！　五月号をもつてご依頼いたしておきました日赤募金は、市民各位の絶大なるご理解と各区関係方々のご支援によりまして、五月二十日現在の募金成績は約十五万円、目標額二十八万二千円の五割三分という実積であります。

市の目標額にはまだ〳〵皆様方のご協力を戴かねばなりません。何卒昨年同様皆さんの暖い心で目標額を突破するうれしい募金成績を得ますようお願い申上げます。

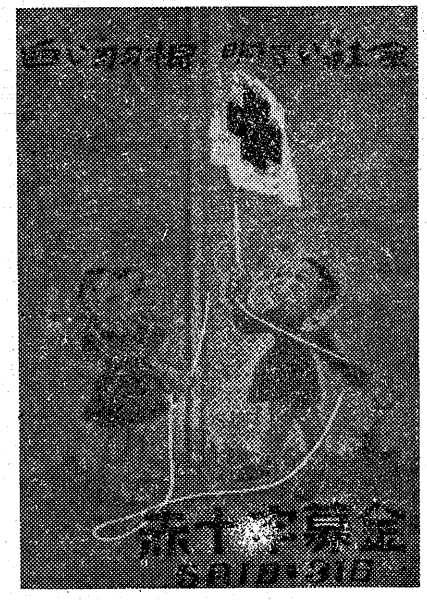

愛の白い羽根
日赤募金は今一息

昭和27年 宇治市内幼稚園、小学校、中学校別 5月1日 現在生徒數及學級數調

校名又は園名		生徒数 男	女	計	学級数	備考
中学校	宇治	421人	401人	822人	18	東宇治中学校＝笠取分教場男六人女十人学級一を含む
	東宇治	292	276	568	13	久世中学校＝生徒数宇治市在住者のみ
	久世	237	197	434	24	宇治小学校＝志津川分教場男五人女十三人学級一を含
小計		950	874	1,824	55	
小学校	蒐道	917	903	1,820	37	
	槇島	147	109	256	6	
	小倉	354	318	672	18	
	大久保	227	233	460	12	
	宇治	719	639	1,358	29	
	笠取	22	13	35	3	
	笠第二	30	15	45	2	
小計		2,416	2,230	4,646	107	
幼稚園	蒐道	187	168	355	7	
	槇島	23	24	47	1	
	東宇治	109	95	204	5	
小計		319	287	606	13	
合計		3,685	3,391	7,076	175	

税金を納めるのは誰か

賦課期日

「あの家は既に売却したから、こんな税金は納めなくてもよい筈だ。」という申出のあることがあります。また「私は既に五月に宇治市を退去したのに、まだ市民税の令書がきますが間違ではありませんか。」というお尋ねを受けることもあります。このような考えを持たれるのは一応もつともであると思います。併し税法に規定する處は、いささかこれと相違いたします。

以下、この問題に関連して、税金が何時を基準として課税されているかということについて説明いたしたいと思います。

税の混亂を防止し、課税權が何れの地方團体に歸属するかを明確ならしめるために「賦課期日」というものを定めて、異動の絶えない住民や課税物件と市町村との関係を一時点において停止せしめ、課税團体と住民や課税物件との関係を確定して、重復課税の危険を避けるとともに課税漏を防止しております。

次に、もう少し具体的に説明して見ましょう。

例を市民税にとります。賦課期日とは「当該年度の初日の属する年の一月一日」ということに定められて居りますので、昭和二十七年度についていえば二十七年一月一日ということになります。即ちこの日に宇治市に居住していた人に市民税が課せられるのであります。それで昨年の十二月三十一日以前に当市内より他に住居を移した人や、一月二日以後に当市内へ轉入した人は課税の対照となりません。反対に一月二日に他へ轉出しても、納税の義務は消滅いたしません。

次に固定資産税についていえば賦課期日は矢張り一月一日でありますから、一月一日現在においては物件の所有者であつた人に課税されます。従つて一月一日以降の売買等の異動は、その年度分の課税には影響いたしません。即ち、仮に一月十日に物件を買つたとしても、その年度は税金がかからないことになります。

自轉車税や荷車税の賦課期日は四月一日であります。従つて、三月三十一日までに廃車の手続を済していない車には課税されます。

大体以上の説明をもつて課税の対照となる償却資産とは何月何日現在をもつて課税されているかということをご了解下さつたことと思います。

課税の對照となる償却資産とは

市民の皆様に償却資産の申告をして戴きます様お手許へ用紙を配りましたが、償却資産の範囲は非常に広範囲であるのでお解りにくいことと思いますから、職業別による主なる償却資産を次に例示して下さい。

◉物品製造加工業

精米機、製麺機、菜種搾油機、台秤、精麦機、木造酒樽、製粉機、電熱窯、混合機、ミキサー、漉機攪はん機、冷藏庫、打栓機、洗壜機麺線掛機、アイスキャンデー等製造及び貯藏装置、業務用ミシン

◉浴場、洗濯業

元釜、補助罐、ポンプ、体重計、鏡、アイロン、洗濯機、脫水機

◉印刷、出版物業

輪轉機、二回轉印刷機、平台印刷機、フートプレス、平版印刷機、ボイラー、亜鉛板研磨機、眞空燒枠、穴明機、断裁機、

◉葬儀業

幕、祭壇掛、棺掛、棺台、幕板、飾輿、骨壺、位牌堂、三段盛、雪洞、燈籠

◉鉄工業

旋盤、研磨盤、形削盤、鉄鋸盤、剪断機、空気機械、アセチレン瓦斯熔接用器具及び発生器、プレスボール盤

◉製材業

帶鋸盤、堅鋸盤、円鋸盤、帶鋸目立盤、帶鋸歪取機、帶鋸接合機、横切鋸盤衡程、吊下円鋸盤

◉農業、製茶業

自動耕耘機、電動機、石油発動機動力脫穀機、動力籾摺機、碾茶機鏡、ABC普通型マシーン、ドライヤー、婚礼用かずら、充電器、粗柔機、精柔機、選別機、切断機茶臼

◉物品販賣業

陳列ケース、マネキン人形、金錢登錄機、度量衡、金庫、カウンター、机、椅子、事務用品

◉醫師業

体重計、補聽器、治療椅子、膀胱鏡、洗滌装置、検診台、タンポン台、検眼レンズ、近点視野計、レントゲン装置、ユニット、治療台顯微鏡、煮沸消毒器、照明燈、聽診器

◉理容、美容業

廻轉椅子、湯沸器、タオル蒸器、鏡、ABC普通型マシーン、ドライヤー、婚礼用かずら、充電器、水銀製流器、パーマ機、電気バリカン

◉娯樂業

電気蓄音機、パチンコ機、玉突ゲーム台、麻雀牌、照明装置、扇風機

◉飲食、旅舘業

特殊の評價方法によるため、個々の物件については申告の必要はありません。唯客室数のみ申告して下さい。

昭和二十七年度市税納税月表

税種別＼月別	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月
固定資産税		第一期分		第二期分					第三期分		第四期分	
市民税			第一期分		第二期分		第三期分			第四期分		
自轉車税荷車税	全期分											

完納で明るく住みよい宇治市建設へ

納税にご協力を！

(観光の實体)

一時的の〝暴利は〟末永く〝たたる〟

観光宇治は観光経済の如何なるものであるかを把握しないと観光宇治の発展は期待できないのであり、観光経済は私経済でなく社会的経済であり、個人〳〵の経済ではなく綜合的経済であるのであります。

例えば、Aの旅館が特別に待遇とサーヴイスがよくてもBの旅館が悪い場合は宇治の旅館は悪いという結果になり、宇治の観光は一般によくないと宣傳されるのでこれはマイナスであります。

ある席貸、露店等で暴利をとつた場合一時的に金は落ちるが次からは落ちなくなり、外の一般席貸露店もともに宇治は無茶苦茶に高いということになつて、これは宇治全般として大損であるので業者一人〳〵の自覚が必要であります。そこで良心的なサーヴイスが第一であつて、これなくしてはいくら宣傳しても一向に宇治の観光は延びないのであります。

設備の点においても宇治は塔の島だけで何もないつまらない所であると観光客に見られたならば、これは大変なことであり、市内の各所に宇治の自然に合致するような設備　必要なのであります。

観光は日本国中否、外国まで対照になり多くの人々の批判が待つて居るのであり、宇治を愛する人々によつて種々細かい投書がきたりほめた投書も時偶くるのであります。

五月十八日のラジオで放送されたものは宇治の暴利の標本であり余り信じたくないが、一軒の悪徳業者は宇治の前途を眞暗にするのであります。

この観光経済を大別して国際観光経済と国内観光経済とに分け得るが、国際観光経済の方はさて置いて国内観光経済を大雑把にその実体を考えて見るに、個人の富を平均さす効果が多分にあり、また交通を発達させ観光バス私鐵の増発車輌の改善観光道路の新設駐車場の設置等必然的に施設される結果、観光的産業を発展さす点において観光経済の意義をもつものであり、一歩進んで考えて見ると国民の健康上の問題及び教養上にまで及び国民全体の重要な課題となるのであります。

十人の観光客が一晩泊りでくるよりも五人の客が三泊延十五人の滞在の方が望ましく、時間的にいつても一日ゆつくり遊覧さすことが大切であり、こゝに大吉山の遊覧設備が考えられ、黄檗山、三室戸、宇治川、平等院の点線が浮び上り、この開発が公園化され住宅地遊園地となり、土地の発展に寄与するのであります。

観光地の宣傳は設備の充実と並行させなければなりません。どんな立派な設備があつても宣傳なくては宝のもち腐れであり、どんなに宣傳が行届いていても遊覧設備が不備なときは悪い結果を観光客にあたえるのであります。

観光事務は各方面にわたり企画宣傳、調査、統計、土木から植林、厚生等の部面にも関係をもち、また民間業者との事務的なつながりばかりでなく、直接利害関係を有し一貫した統制のある綜合体の仕事が観光事務であり、そのうち一つが欠ければ一般に悪い影響をあたえ、細心の注意及び指導が必要となつてくるのであります。

観光は間口を拡げれば拡げる程與の深い多種多様復雑となつてゆく底の知れない仕事となり、何處までが観光の仕事であるか計りきれなくなる結果となり、また石垣を積む様な直接解る仕事でなく、何年か先に及び気永で根気のいるのが観光の實体ではないでしようか。

第五回　宇治　名勝史跡　巡礼の巻

宇治川　先陣の碑

今から七百余年前に源義仲を源義経が攻めるとき、宇治川を挟んで合戦し、義経の部下の佐々木四郎高綱と梶原源太景季が渡河の先院争をした物語は、世人のよく知るところであるが、その馬を河に乗り入れたという橋の小島ケ崎という地点は明かでない。昭和六年にその記念碑を宇治橋の上流の島に建てたのである

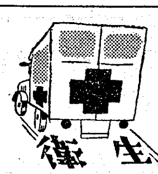

赤痢　初夏の衛生

皆さんも既に新聞でご承知のことと思いますが、神戸、大阪では何百人という赤痢患者の集團発生が起つております。今年は早や昨年の四倍半にも当る患者が既に発生しておるのです。

時、あたかも楽しい初夏の行楽シーズンですが、この季節こそ食中毒や赤痢がはびこるときでありますから、皆さんの日頃の注意によつてこの様な病氣を未然に防ぐことが肝要です。

この悪疫を媒介するところのハエ、ネズミ、アブラ虫、蚤、蚊を徹底的に駆除し、便所やゴミ箱には必ずフタをしてＤＤＴ殺虫剤を良く撒いて極力これらの繁殖を防ぐことが、傳染病予防の第一歩であります。

また楽しいピクニック等に出かける際最も注意しなければならないことは、食中毒の原因となるものは極力さけると同時に、食事をするときには必ず手をきれいに洗うことであります。私達の手にはいつも赤痢菌などの恐しいバイキンがついていますから、食事前は必ず手を洗うという習慣を是非つけて頂きたいのであります。

これから氣温も急に上昇しますので食物が非常に早く腐敗し易くなりますから、食品の保存にも充分氣をつけて下さい。

市の衛生係では、この恐しい傳染病を予防するために、市民の皆様方が、日々の衛生によく注意して上述したことがらに対して是非ご協力と実行をして下さる様切にお願いいたします。

市役所に急救車備え付

市民の方で急病患者等の発生したときに、営業自動車の入手出来ない場合は、市役所厚生課衛生係（電話四四〇番）へ連絡してもらえば急救車は出動します。（但しこの場合には医者の證明書が入用です）

予算の手引

會計年度

予算の編成に一定の期間が必要であることは、前に一言しておきました。

宇治市の予算も一ケ年を計算のくぎりとして予算を編成いたしますが、これは一般会計、特別会計ともに同様であります。尤も同じ一ケ年といつても、暦年による一月に始り十二月に終る一ケ年ではなくて、四月から翌年三月までの一ケ年即ち、学校の学年期と同様であります予算ではこれを会計年度といいます。

歳入と歳出

市の予算においていうところの歳入歳出の観念は、私人の家計や会社の予算においていうところの收入支出とは同一ではありません。

市の予算では歳入と歳出とは相離れ難い密接な関係があり、歳入は歳出のための收入であり歳出は歳入によつての支出であります、私経済では支出よりも收入の多い程大いに慶祝すべきことでありますが、市の予算では歳出に必要な以上の歳入を必要としないのでありますから、もし歳出に必要な以上に歳入をなしたとすると、それは市民から必要以上の徴收をなしたもので市財政の性質上喜ぶべき現象ではないのであります。この点市財政上の歳入と私経済の收入とは根本的にその観念が異うのであります。

従つて純理論としては、市の予算は先ず歳出を考え、次にその歳出に応じられる歳入を考えなければならん順序となるのであります。茲に純理論といつたのは、実際問題としてどんな場合でも歳入を考慮せずして歳出を定める譯にはゆかないのであります。例えば、いかに衞生的立場から水道施設の大拡張が必要だといつても、歳入が不十分であればそれを決行する譯にはゆきません。でありますから事実問題としては歳入を離れて歳出を考えることはできないのでありますが、兎に角、市財政上にあつては支出が先で收入は後であります。この点私経済の予算と大いに違うのであります。

それでは歳出なるものの正確な意義は何であるかといいますと、市の歳計予算における歳出とは市が諸般の必要を充すところの一切の金錢上の支出をいうのであります。歳出という観念と離れることのできないことは〃〃〃〃〃市の必要を充すということであります。市がその需要を充すために支出する経費であれば、それが吏員の俸給や市の交際費のように再び帰つてこない経費であろうと、橋の修築費や住宅の建設費などの様に資本投下に属するものであろうと総て歳出であります。

次に歳入というのは、右の歳出に充当するために一会計年度内において收納される金錢上の一切の收入であります。総て市の收入は金錢をもつて收納されるのであり、また歳出に応ずるための必要限度内において收納される可きものであります。

ところが同じ收入でも一時経費の仕拂に充当するための一時借入金の類は歳入とは称さないのであります。なんとなれば、それは同一年度内において收支の季節的過不足を調和するために一時的に借入れたものであつて、その会計年度内に返済しなければならないので、結局歳出支辨の財源たる効果はないのであります。

市の臺所　豫算の話　(二)

総予算と特別會計予算

租税その他一切の收納を歳入とし、一切の経費を歳出として單一の予算を編成することが歳計予算の理想とするところでありますが、しかし市の事務は個人の家計などと異り復雜であるため、これは單なる理想であつて実際にあつてはそうはいかないのであります。

市では一般会計の予算と特別会計の予算とに分類しておりますが、一般会計予算は会計制度では、これを総予算といいます。市の予算の根幹をなすものは、この総予算であります。

予算を原則として單一のものとし、一切の收納、一切の経費を網羅して才出入総予算を編成する趣旨は、市の経済状態を一目瞭然たらしめ財政の紊亂を防止するに必要であるからであります。しかしながら、予算統一の原則はこれを例外なく実行する譯には行かない場合があり、この原則を極端に例外なく励行したならば、かえつて実際上非常な不便を生じ市の事務処理上に支障が生ずるのを免れ得ないのであります。

特別会計は市財政の統一的綜合経理に対し例外をなすものでありますから、これを設置すること勿論で、地方自治法では特別会計を設置するには必ず市議会の議決を得てせねばならないと規定しておるのであります。

市の特別会計の名称は左の通りであります。

一、水道事業特別会計
二、市営住宅事業特別会計

是等の特別会計は何れもそれぞれ特殊の必要があつて設置されたものであります。

本予算と追加予算

前回に陳べた総予算と特別会計予算は会計の性質上別種のものとなす必要からできたものでありますが、本予算と追加予算とは予算編成の時間的関係からその必要を生じたものであります。

市が予算を編成するに際しては來る可き会計年度における歳出の全部を見積つて予算案を作成す可きこと勿論でありますが予算案編成後、あるいは予算成立後、前に編成した予算以外に経費を要する事情が発生することがあります。この場合にそれが必要避け難いものであれば、予算の追加として別種の予算を制定することを許されていますこれを追加予算と称し、これに対しその基礎的となる前に編成した予算を本予算というのであります。この本予算という言葉は、会計法にもなく財政上の通り言葉として一般に使用されているのであります。地方自治法に「普通地方公共團体の長は、議会の議決を経て既定予算の追加または更正をすることができる」と規定してありますが、これは追加予算が例外的のものでみだりに設く可きものでないことを示したものでありまして、一般会計の予算にも特別会計の予算にも存するものであります追加予算は市議会の議決を経て予算として成立するまでは本予算とは別種のものでありますが、元來が本予算の不足を補充するものでありますからこれが実施に際しては本予算、追加予算ともに通計したものを全体として実施するものであります。

（以下次号）

稲 水稲には加里肥料を忘れなく

人間に必要な栄養分はいろ〳〵ありますが、なかでも蛋白質、脂肪、澱粉の三要素が大切だといわれております。作物でも動物と植物の違い丈けで矢張り必要な栄養分があるわけです。それは窒素、燐酸、加里の三要素で欠くことの出來ないものであります。勿論、外にも澤山の要素はあります。その成分は少ないが、これ等の要素も多量に与えてやらねば充分に生育し實ることは出來ません。

我々はこれを肥料といつて作物に施しております。

扨て、この三要素は夫々の働く役目がありまして、その役目が充分に果されて始めてその成果が上るわけですが、近年の稲作に対する肥料をみましても統計的には昔より窒素、燐酸、加里の均衡が外れております。

窒素に対する燐酸、特に加里は必要分の半分も施されていないことになつております。しかし、以前から米を多量に收穫しておられる農家は、必ず加里が充分に施されております。勿論、稲作肥料は米の作増收の一部でありまして、これだけをもつて完全な稲を作り上げるということは出來ません。それでは窒素、燐酸は一応拔きまして加里は、作物にどの様な働きをするかということを次に申し述べますと、加里が充分施されていると稲の体内の澱粉や糖分、または纖維が多く造られ、日照りの少いときはその不足を補う効果があり、生長発達を盛んにし、また水分の吸收をよくするから旱魃に対する力を強くし、莖葉を丈夫にするため、病気や倒伏にも罹り難くすること等の働きがある外、種実に澱粉の含量がふえ、よく充実して品質を良くすることになります。以上のことから如何に加里肥料が水稲に必要であるかということがお分り願えると思います。

加里肥料は最も手近にそして安價なものを選んで元肥あるいは初期の追肥として施す様にして下さい。購入肥料では塩化加里、硫酸加里、草木灰などありますが、塩化加里で一反歩当り三貫位は施す様に致しましょう。多收穫を思つて毎年硫安などの窒素肥料を多量に施して出來過ぎたために、かえつて病気等にやられて失敗している様な方はその肥料を控え、それで浮いた肥料代で加里肥料を買つて施す方が安全な稲作法であると思います。

また秋落田や蔬菜裏作をとり入れた水田等は、特に加里肥料の効果は現れ易いものであります。燐酸肥料は現在何處の農家も充分に施されている様ですから、本年は一つ加里肥料増施に力を入れて一粒でも多く良い米を收穫せられる様お願いします。

尚米一石を收穫するために必要な純成分量は

窒素一、〇〇〇匁
燐酸　六〇〇匁
加里　九〇〇匁

の標準量です これを基準として土中の成分含有量と肥料の成分含有量や、吸收率等から施用量を算定するのです。詳しいことは改良普及員や、農協技術員にご相談下さい。

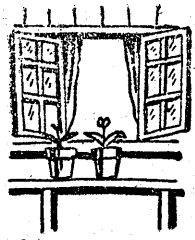

市民の声を聞く窓口

家賃値上げに關する相談殺到

最近新聞紙上に家賃値上げの記事が二、三回記載され、最後は自由黨政調会案として家賃値上げは当分見送ということでけりがつきました。

こうした復雜ないきさつから一部家主が家賃の㊙が変更されたものとして二倍、三倍の家賃を請求して、借家爭議を起している例が多い様です。

この点については二月一日発行の「宇治市政だより」（三号）に、新しい地代家賃のことをハッキリと解明しており、誰にでも判る様に記してあります。

現在ではこの計算の方式が㊙でありますから、この点間違のない様ご了承の上、家主も借家人も民主的に穩便に解決して頂きたいと思います。

固定資産の再評價々格は市役所税務課で直ぐ判りますし、計算その他について窓口は種々ご相談に応じますからせい〳〵ご利用して下さい。

尚、一時は千客万來の窓口が大変閑散になりました。どうせ窓口へ行つていうてみたところでそれが実現されるではなし、予算関係でどうにもならないといわれるのが落ちだというはかない諦らめもあるでしょう。

あるいは窓口係頼むに足らずという見解も確にあると思います。

しかし馬鹿と鋏は、使い様で切れるとかいいます。あくまでも皆さんの窓口を利用して下さい。

（係より）

土木課便り

▣災害復舊工事

昨年七月の降雨によつて新田川は決潰、このため附近の美田約一町歩が積となつた新田川災害復旧工事（五ケ庄福角）と、同じく雨のたゆ崖くずれで波損した志津川道路（宇治紅齊）の災害復旧工事はこの程完成しました。

▣折居小学校校舎一部竣工間近し

整地成つた折居小学校の校舎一棟及びその附属家（延三百二十三坪）が六月末完成の予定）

▣防火用貯水槽成る

神明宮西と伊勢田町中山に工事中の鉄筋コンクリート防火用貯水槽は近く完成しますが、昨年十月伊勢田久世中前にできた貯水槽と合せて三ケ所の防火用貯水槽ができ、これで万一の出火どきには気丈夫に思われます。

▣市民のねぐら　市営住宅の一部竣工

目下、住宅難緩和のための五ケ庄野添にその建造を急いでいる市営住宅十五戸の建設工事は順調に進渉し、六月末竣工の予定です。

一戸建一〇、五坪でその間取りは六疊、四疊半、三疊の三間で水道の設備があります。

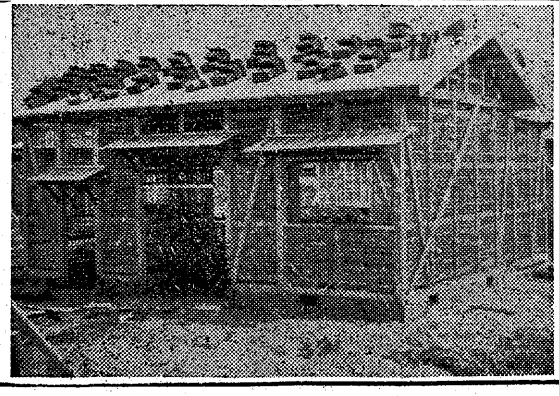

（写眞　工事中の市営住宅）